みどりのたより

78 号　2020年 7 月 27 日

CONTENTS

Ⅰ. 行政情報

1. 平成 30 年の農作業死亡事故について …… 1
2. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果(平成 30 年度) …… 1
3. 2020 年度農薬危害防止運動の実施 …… 1
4. 農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正 …… 2
5. 平成 30 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について …… 2
6. 平成 29,30 年度 食品中の残留農薬等検査結果 …… 2
7. 中央環境審議会「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について(第二次答申)」及び意見募集の結果 …… 3
8. 「令和 2 年度 病害虫発生予報第 5 号（水稲特集)」 …… 3
9. 被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底 …… 3
10. 週刊新潮の掲載記事(ラウンドアップ/農薬)に関する正確な情報の発信 …… 3

Ⅱ. 緑の安全管理士

1. 緑の安全管理士会役員会の開催 …… 25
   (1) 2020 年度「緑の安全管理士会」の体制 …… 25
   (2) 2019 年度活動及び収支決算 …… 25
   (3) 2020 年度活動計画及び収支予算 …… 28
   (4) 支部大会の運営 …… 28
2. 事務局からの連絡とお願い ……28

次頁へ

公益社団法人 緑の安全推進協会

Ⅱ．緑の安全管理士（つづき）

２．事務局からの連絡とお願い

(1) 更新研修会(兼支部大会)の開催 …… 28

(2)「みどりのたより」の送付 …… 28

(3)「緑の安全管理士」更新ルールの見直し …… 29

(4) 資格「認定証(カード)」の回収 …… 29

(5)「緑の安全管理士」資格の復活 …… 29

(6)「緑の安全管理士」認定証書および認定証 紛失等再発行願い …… 30

(7)「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 …… 30

(8) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」 …… 30

みどりのたより バックナンバー(ＰＤＦ版)

：http://midori-kyokai.com/kanrisi/

Ⅰ．行政情報

1. 平成 30 年の農作業死亡事故について（令和２年５月１日公表）

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票等を用いて、この１年間（1/1～12/31）の農作業死亡事故について取りまとめ公表した。

(1) 農作業による事故死亡者数は 274 人(対前年比 30 人減)。

(2) 事故区分別数は、次のとおり。

・農業機械作業 164 人（前年 211 人）

・農業用施設作業 13 人（前年 14 人）

・農業機械・施設以外の作業 97 人（前年 80 人）

(3) 年齢階層別では、65 歳以上の高齢者による事故が 237 人（全体の 86.5%）、前年 256 件（84.2%）。

［農水省 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/200501.html］（本文　4 頁へ）

※農作業中の熱中症対策（令和２年５月１日　事務連絡）

同取りまとめによると、「熱中症」による死亡者数は 43 人に上り、調査以降最多となった。

農水省生産局技術普及課生産資材対策室長より、熱中症の発生が急増する時期を迎える前に、農業従事者等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも十分配慮しつつ、熱中症予防に取り組むよう指導をお願いした。

［農水省 HP： https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/index-100.pdf ］（本文　6 頁へ）

2. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果（平成 30 年度）（令和２年５月 15 日公表）

農林水産省は、農薬の適正使用を推進し、安全な農産物の生産に資すること等を目的として、農家における農薬の使用状況及び生産段階における農産物での農薬の残留状況について調査を実施している。

平成 30 年度に実施した農家 476 戸における状況を取りまとめ、調査結果を公表した。

(1) 農薬の使用状況

476 戸の農家に対し調査した結果、１戸の農家で、使用量が適切でなかった事例が確認された。残りの 475 戸においては、適正に使用されていることが確認された。

(2) 農薬の残留状況

476 検体の農産物について、延べ 2,896 種類の農薬・作物の組合せについて残留状況を調査した結果、不適正な使用のあった農家における１検体を含む２検体（こまつな及びにんじん）が、食品衛生法に基づく残留基準値を超える農薬を含んでいた。他の検体は、残留基準値を超えていなかった。

(3) 調査結果を受け、不適正な使用が認められた「こまつな」を栽培する農家に対しては、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導し、「にんじん」から基準値を超える農薬が検出された事案については、注意事項を農薬ラベルに追記する対策とした。

［農水 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200515.html］（本文 7 頁へ ）

3. 2020 年度農薬危害防止運動の実施（令和２年５月 15 日公表）

農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等と共同で、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた農薬の適正な取扱いについて、農薬を使用する機会が増える６月から８月にかけて実施し、啓発活動に努めている。

本年度の運動テーマは「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」で、周辺環境への農薬の飛散防止の徹底を重点指導とする。

【実施事項】
(1)啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及
(2)農薬による事故を防止するための指導
(3)農薬の適正使用等についての指導
(4)農薬の適正販売についての指導
(5)有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携
［農水 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200515_22.html］(本文 11 頁へ)

4. 農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正（令和 2 年 5 月 18 日）
農林水産省は、航空安全に係る事故発生時の連絡先について、無人航空機飛行マニュアル(国土交通省航空局)を参考に記載していたが、一部改正されたこと、および有機農業への注意など関係者から出された意見について反映する一部改正を行い、当協会へも周知した。
［緑安協 HP：http://midori-kyokai.com/ugoki/pdf/rei2_695.pdf］ (本文 14 頁へ)

5. 平成 30 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について（令和 2 年 5 月 29 日公表）
農林水産省は、厚生労働省と連携して、平成 30 年度に発生した農薬の使用による人の中毒事故、農産物・家畜などの被害の調査を全都道府県に依頼し、結果を公表した。
(1)人に対する事故 25 件（ 42 人 ）
死亡事故：散布中 0 件 、 誤用 4 件（ 4 人 ）・・・保管管理が不適切で誤飲、など
中毒事故：散布中 12 件（ 23 人 ）、 誤用 9 件（ 15 人 ）
(2)農作物・家畜等に対する被害 12 件
農作物： 7 件 ・・・飛散防止対策が不十分
魚 類： 5 件 ・・・余った農薬希釈液を用水路に廃棄、散布機器等の洗浄液が河川に流入
(3)蜜蜂の被害 21 件
［農水省 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200529.html］(本文 15 頁へ)

6. 平成 29, 30 年度 食品中の残留農薬等検査結果
厚生労働省は、令和 2 年 6 月 23 日開催、薬事・食品衛生審議会(*)で、地方公共団体及び検疫所から報告があった検査結果を取りまとめた資料を公開した。
【検査結果】
平成 29 年度
(1)農産物、畜水産物、加工食品について検査総数約 309 万件［前年度：約 302 万件］
(2)検出数は国産品（3,323 件 ）と輸入品（7,161 件）を合わせて 10,484 件（検出率 0.34%）
(3)基準値超過数は、国産品（34 件）と輸入品（140 件 ）の計 174 件（検出率 0.006 %）
［前年度：国産品：43 件、輸入品：171 件、計 214 件、同 0.007%］
平成 30 年度
(1)農産物、畜水産物、加工食品について検査総数約 312 万件［前年度：約 309 万件］
(2)検出数は国産品（3,377 件 ）と輸入品（7,267 件）を合わせて 10,644 件（検出率 0.34%）
(3)基準値超過数は、国産品（47 件）と輸入品（166 件 ）の計 213 件（検出率 0.007 %）
※検出限界等は統一されていない。検出値が 0.01ppm 未満であっても検出事例として計上。
「まとめ」として、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる、としている。
［(*)厚労省 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12021.html］ (本文 16 頁へ)
［公表資料：29 年度 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000644972.pdf
30 年度 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000644974.pdf］

7. 中央環境審議会「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について(第二次答申)」及び意見募集の結果（令和２年６月 26 日公表）

環境省は、令和２年３月 19 日から４月 17 日の間、意見募集を実施し、６月 15 日に開催した中央環境審議会土壌農薬部会で「第二次答申」を取りまとめ、６月 26 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に答申した。今後、この答申を踏まえ、野生ハナバチ類に係るリスク評価を行い、農薬登録基準を設定するため、所要の手続きを進める。

野生ハナバチ類のリスク評価は、試験方法が公的なテストガイドラインとして確立され、なおかつ摂餌量等のデータが充実しているセイヨウミツバチを供試生物とした試験成績に基づいて行う。

［環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/108134.html］ （本文 17 頁へ）

8.「令和２年度 病害虫発生予報第５号（水稲特集）」の発表（令和２年７月 15 日公表）

農林水産省は、水稲特集として、向こう１か月の主要な病害虫の発生予察情報について発表した。

各地の平年値より発生が「多い」・「やや多い」と予想される病害虫及びその地域、都道府県が発表(7/1～7/14)した警報(なし)、注意報(18 件)、特殊報(9 件)およびツマジロクサヨトウの発生状況などについて公表した。

［農水 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/200715.html］ （本文 18 頁へ ）

9. 被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底（令和２年７月 15 日公表）

農林水産省は、被覆を要する土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）の使用実態や現場での指導方法について、各都道府県に調査を行い、調査の結果を踏まえてクロルピクリン剤の適正な取扱いを改めて徹底されるよう、以下について、指導を依頼した。

・住宅地等周辺でのクロルピクリン剤の使用時には、周辺住民に被害が生じないようにするため、特に被覆の実施を改めて徹底するとともに、周辺住民への説明や事前通知等、被害防止対策を行うよう指導する。
・住宅地周辺に限らず、クロルピクリン剤を使用する全ての産地に対して、クロルピクリン剤の使用時には被覆が必要あることを改めて周知徹底する。

［農水 HP:https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200715.html］ （本文 23 頁へ）

10. 週刊新潮の掲載記事(ラウンドアップ/農薬)に関する正確な情報の発信

農薬工業会は、明らかな事実誤認に関しては、報道関係者から農業者や消費者の方々に科学的に根拠のある公正で正確な情報を発信していただくことが肝要であるとの考えから、新聞社等に正確な情報の提供に努めてきた。

同会は、この度、農業者や消費者の方々に直接、情報を届けることを意図し、掲載記事に関する農薬工業会の考え方を整理し、そのホームページに掲載した。

［農薬工業会 HP：https://www.jcpa.or.jp/news/20200402.html］ （本文 24 頁へ）

1.平成 30 年の農作業死亡事故について（令和２年５月１日公表）

［農水省 HP:https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/200501.html］

平成 30 年に発生した農作業死亡事故の概要

１ 調査方法

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票等を用いて、平成 30 年１ 月１ 日から 12 月 31 日までの１ 年間の農作業死亡事故について取りまとめました。

なお、平成 28 年までに発生した農作業死亡事故は、道府県職員が管内保健所に赴き、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により取りまとめていましたが、平成 29 年からは、農林水産省が「人口動態調査」の死亡票及び死亡個票（電子データ）を閲覧する等の方法により取りまとめています。

２ 調査結果の概要

２－１ 概要 【表１参照】

（１）平成 30 年の農作業事故死亡者数は 274 人であり、前年より 30 人減少し、昭和 46 年の調査開始以降最小値となった。

（２）事故区分別にみると、

① 農業機械作業に係る事故（以下「機械事故」という。）は 164 人（59.9%）

② 農業用施設作業に係る事故（以下「施設事故」という。）は 13 人（4.7%）

③ 農業機械・施設以外の作業に係る事故（以下「それ以外の事故」という。）は 97 人（35.4%）

であり、引き続き機械事故の割合が最も高い割合を占めているが、昨年と比べて機械事故は 10 ポイントの減、それ以外の事故が９ポイントの増となった。

（３）年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者の事故は 237 人（86.5%）、80 歳以上は 144 （52.6%）であり、この年齢区分での調査開始（65 歳以上は平成 10 年、80 歳以上は平成 18 年）以降、最も高い割合となった。【表５参照】

（４）男女別にみると、男性が 225 人（82.1%）、女性が 49 人（17.9%）である。

２－２ 「機械事故」の発生状況

（１）機種別事故発生状況 【表１参照】

機種別では、「乗用型トラクター」による事故が最も多く、73 人（農作業死亡事故全体の 26.6%）、次いで「歩行型トラクター」が 24 人（8.8%）、「農用運搬車（軽トラックを含む）」が 18 人（6.6%）と、これらの３機種で農作業死亡事故全体の 42.0%を占めている。

（２）原因別事故発生状況 【表２参照】

乗用型トラクターでは、「機械の転落・転倒」が 46 人（当該機種による事故の 63.0%）と最も多い。

歩行型トラクターでは、「挟まれ」が 11 人（45.8%）と最も多く、次いで「回転部等への巻き込まれ」が６人（25.0%）となっている。

農用運搬車では、「機械の転落・転倒」が９人（50.0%）と最も多い。

２－３ 「施設事故」の発生状況 【表３参照】

施設事故は、作業舎の屋根等、高所からの「墜落、転落」が 11 人（施設に係る事故の 84.6%）と最も多くなっている。

２－４ 「それ以外の事故」の発生状況 【表４参照】

それ以外の事故は、「熱中症」が 43 人（農業機械・施設作業以外の事故の 44.3%）と調査開始（平成 16 年）以降最も多く、次いで「稲ワラ焼却中等の火傷」が 23 人（23.7%）となっている。

２－５ 月別の事故の発生状況 【表６参照】

月別では、「７月」が 57 人（事故全体の 20.8%）と最も多く、次いで「５月」31 人（11.3%）、「６月」28 人（10.2%）となっている。

なお、気象庁によると平成 30 年の７月の気候は、東日本では昭和 21 年の統計開始以来第１位、西日本では第２位の高温になったことから、消防庁が発表した「平成 30 年７月の熱中症による救急搬送状況」においても、１か月の熱中症による救急搬送人員数及び死亡者数は、平成 20 年の調査開始以降最多であった。上記２－５の「月別の事故の発生状況」においては、「７月」の 57 人のうち「熱中症」によるものは 36 人となっている。【参考２参照】

【参考】

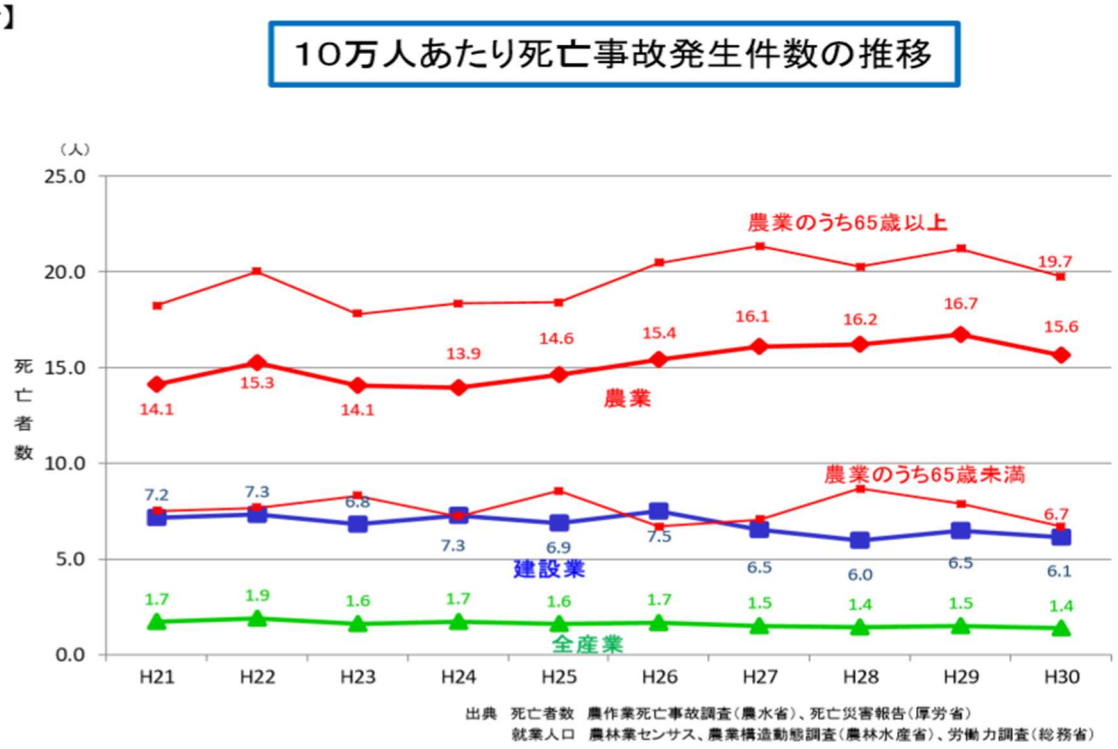

※農作業中の熱中症対策（令和２年５月１日　事務連絡）

[農水省 HP：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/index-100.pdf

農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況①

別紙

農作業中の熱中症による死亡者数の推移

農作業中の熱中症による死亡者数、年齢別（平成21～30年）

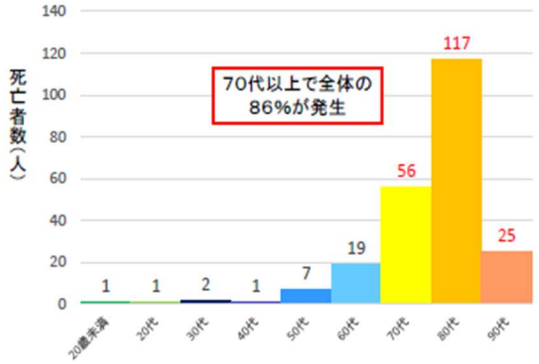

農林水産省調べ（道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により調査）

農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況②

農作業中の熱中症による死亡者数、月別（平成21～30年）

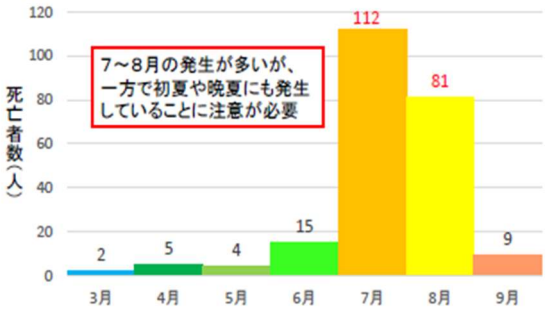

※発生月が不明な事故が1件あるため、総数は他のグラフと異なっている

農作業中の熱中症による死亡者数、場所別（平成21～30年）

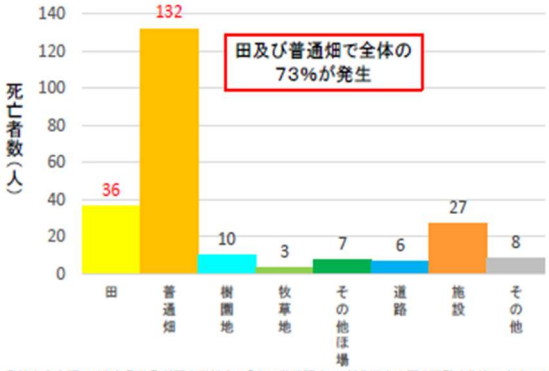

農林水産省調べ（道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により調査）

熱中症が疑われる場合の処置

1. 暑い環境で体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断しましょう

- 代表的な症状は以下のとおりですが、熱中症には特徴的な症状がなく、「暑い環境での体調不良」は全て熱中症の可能性があります

2. 応急処置を行いましょう

- 涼しい環境へ避難しましょう
- 服をゆるめて風通しをよくしましょう
- 水をかけたり、扇いだりして体を冷やしましょう
- 水分・塩分を補給しましょう

3. 病院で手当を受けましょう

- 意識がない場合、自力で水が飲めない場合、応急処置を行っても症状がよくならない場合は、すぐに病院で手当を受けるようにして下さい

夏の農作業で心がけること

1. 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう

- 特に70歳以上の方は、のどの渇きや気温の上昇を感じづらくなるので、高温時の作業は極力避けましょう

2. 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう

- のどが乾いていなくても20分おきに休憩し、毎回コップ1～2杯以上を目安に水分補給しましょう
- 足がつったり、筋肉がピクピクする症状がみられたら、0.1～0.2%程度の食塩水（1Lの水に1～2gの食塩）、スポーツ飲料、塩分補給用タブレットを摂取しましょう
  ※市販品を摂取する際は、必ず成分表示をチェックし、適切な量を摂取してください。
- 休憩時は、日陰等の涼しい場所で休憩し、作業着を脱ぎ、手足を露出して体温を下げましょう

3. 熱中症予防グッズを活用しましょう

- 屋外では帽子、吸汗速乾性素材の衣服、屋内では送風機やスポットクーラーなどを活用しましょう

4. 単独作業を避けましょう

- 作業は2人以上で行うか、時間を決めて水分・塩分補給の声かけを行うなど、定期的に異常がないか確認し合うようにしましょう

5. 高温多湿の環境を避けましょう

- 暑さ指数（WBGT）計、温度計、湿度計で、作業環境を確認しましょう。
- 作業場所には、日よけを設ける等できるだけ日陰で作業をするようにしましょう
- 特にビニールハウス等の施設内は風通しが悪く、早い時期、早い時間から暑さ指数（WBGT）が高くなるため、風通しを良くしたり断熱材を活用しましょう

2.国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果（平成30年度）（令和2年5月15日公表）　［農水HP:https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200515.html］

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要
（平成30年度）

１ 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

２ 農薬の使用状況調査

（１）調査方法

平成30年度の調査は、穀類、野菜類又は果樹類を生産している農家476戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

（注）農薬の使用状況を生産者団体等の独自の作成している帳簿等の様式に記入している農家については、当該様式に記載された内容に基づき、調査を行った。

（２）調査結果（概況）（別表１）

調査対象とした476戸の農産物販売農家のうち、475戸（99.8 %）の農家が農薬を適正に使用している一方で、1戸の農家で、使用量が適切でなかった事例が確認された。

３ 農薬の残留状況調査

（１）調査方法

ア 試料検体数

上記２の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ10品目（米穀、大豆、日本なし、にんじん、こまつな、しゅんぎく、ブロッコリー、非結球レタス、にら及びピーマン）を対象とし、合計476検体とした。

イ 試料採取方法

上記２の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米穀は、無作為に採取して合成縮分の上1kg以上となるよう、その他の農産物は、無作為に5個以上かつ合計重量が2kg以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

（ア）分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

（イ）分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第２章（一斉試験法）及び第３章（個別試験法）に定められた試験法や精製溶媒等に一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成19年11月15日付け食安発第1115001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に従い、妥当性を確認した。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（ただし、基準値が一律基準 0.01ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定）（別表２）。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収率が適切な範囲（70～120%）にあることを確認した。

（２）調査結果（概況）（別表３及び別表４）

2,896 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 503 検体（のべ検体数）であった。

（注）のべ検体数：1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 503 検体（のべ検体数）のうち、501 検体（のべ検体数）は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値以下であったが、こまつなにおいて、ダイアジノンの残留基準値である 0.1 mg/kg を超過する試料が 1 検体あった。また、にんじんにおいて、イミシアホスの残留基準値である 0.03 mg/kg を超過する試料が 1 検体あった。

（参考）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用基準は、病害虫等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえたものでありまた、当該基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として定められている。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものであるので、残留基準値への適合状況の調査は、農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

① 残留基準値超過のみられた農産物を摂食した場合の健康影響について

（ア）こまつな（ダイアジノン 検出量：0.5 mg/kg、残留基準値：0.1 mg/kg）

◎慢性影響について

今回の検出量のダイアジノンを含むこまつなを平均的な量食べた場合、当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI（許容一日摂取量:一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられる１日当たりの摂取量）に占める割合は、3.6 %であり、この割合は、全食品からの当該農薬の推定摂取量が ADI に占める割合 31 %に対し小さいため、健康に長期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量
ADI（0.001 mg/kg 体重/日）×国民平均体重（55.1 kg）≒0.055 mg/人/日
・全食品における当該農薬の推定摂取量（0.017 mg/人/日）が ADI に占める割合
0.017 mg/人/日÷0.055 mg/人/日 ≒31 %
・当該こまつなを平均的な量摂食した場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI に占める割合
｛検出量（0.5 mg/kg）－ 残留基準値（0.1 mg/kg)｝× 平均的な摂食量（5 g/日）
＝ 0.002 mg/人/日
0.002 mg/人/日 ÷ 0.055 mg/人/日 ≒ 3.6 %

◎急性影響について

今回の検出量のダイアジノンを含むこまつなから、一日に摂取するダイアジノンの最大量が ARfD（急性参照用量：24 時間又はそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さ

ないと推定される摂取量）に占める割合は8.5％程度であり、健康に短期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

・当該農薬の急性影響に係る最大許容量
ARfD（0.025 mg/kg 体重）×摂食者の平均体重（53.8 kg）≒1.3 mg/人
・当該こまつなを一日最大摂取量（142 g）摂食した場合の当該農薬の短期摂取量がARfDに占める割合
1ユニットの可食部重量（43 g）×｛検出量（0.5 mg/kg）×変動係数（3)｝＋｛一日最大摂取量（142 g）－1ユニットの可食部重量（43 g)｝×検出量（0.5 mg/kg）
＝ 0.11 mg/人
0.11 mg/人 ÷ 1.3 mg/人 ≒ 8.5 ％

（イ）にんじん（イミシアホス 検出量：0.06 mg/kg、残留基準値：0.03 mg/kg）
◎慢性影響について
今回の検出量のイミシアホスを含むにんじんを平均的な量食べた場合、当該農薬の基準値を超過して摂取する量がADIに占める割合は、2.0 ％であり、この割合は、全食品からの当該農薬の推定摂取量がADI に占める割合39 ％に対し小さいため、健康に長期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量
ADI（0.0005 mg/kg 体重/日）×国民平均体重（55.1 kg）≒0.028 mg/人/日
・全食品における当該農薬の推定摂取量（0.011 mg/人/日）がADIに占める割合
0.011 mg/人/日÷0.028 mg/人/日 ≒39 ％
・当該にんじんを平均的な量摂食した場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量がADIに占める割合
｛検出量（0.06 mg/kg）－ 残留基準値（0.03 mg/kg)｝× 平均的な摂食量（18.8 g/日）
＝ 0.00056 mg/人/日
0.00056 mg/人/日 ÷ 0.028 mg/人/日 ≒ 2.0 ％

◎急性影響について
今回の検出量のイミシアホスを含むにんじんから、一日に摂取するイミシアホスの最大量がARfDに占める割合は、2.7％程度であり、健康に短期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

・当該農薬の急性影響に係る最大許容量
ARfD（0.01 mg/kg 体重）×摂食者の平均体重（54.7 kg）≒0.55 mg/人
・当該にんじんを一日最大摂取量（81.6 g）摂食した場合の当該農薬の短期摂取量がARfDに占める割合
一日最大摂取量（81.6 g）×｛検出量（0.06 mg/kg）×変動係数（3)｝
＝ 0.015 mg/人
0.015 mg/人 ÷ 0.55 mg/人 ≒ 2.7 ％

② 当該農家の農薬の使用状況について
（ア）こまつな（ダイアジノン 検出量：0.5 mg/kg、残留基準値：0.1 mg/kg）
当該ほ場での農薬の使用状況等を確認したところ、ダイアジノン粒剤は「は種時」（こまつなには「は種時」、「定植時」又は「出芽時」の使用が可能）に使用され、それ以外に、

同剤の使用は記録されていなかった。また、ほ場周辺の状況から、近辺での農薬の散布による飛散が原因である可能性は低いと考えられる。

一方、ダイアジノン粒剤を使用する際に、使用量を正確に計量せずに、使用基準(6kg/10a)より多い使用量（当該農家への聞取りを基に確認したところ、8.6 kg/10a）で使用していたこと等が原因である可能性が考えられる。

（イ）にんじん（イミシアホス 検出量：0.06 mg/kg、残留基準値：0.03 mg/kg）

当該ほ場での農薬の使用状況等を確認したところ、イミシアホス粒剤は、使用方法通りに「は種前」に使用されており、それ以外に、同剤の使用は記録されていなかったこと等から、使用基準違反等が原因である可能性は低いと考えられる。また、ほ場周辺の状況から、近辺での農薬の散布による飛散が原因である可能性も低いと考えられる。

一方、当該ほ場が砂地で土壌が乾燥状態にあったこと、イミシアホス粒剤を使用した時期の降雨が例年より少なかったことから、土壌中に水が行き渡らず、イミシアホスが長期間土壌に残留し、その後にんじんの生育期の降雨によりイミシアホスが拡散され、当該にんじんの根から吸収されたことが原因である可能性が考えられる。

4 調査結果を受けた対応

（1）不適正な使用が認められたこまつなを栽培する農家に対して、地方農政局及び都道府県から、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導を実施した。

（2）にんじんから残留基準値を超過した農薬が検出された事案については、降雨が例年より少ないこと等で土壌が乾燥している場合であっても、イミシアホスが土壌中に拡散されるよう、「土壌が乾燥している場合は、処理後に十分散水する」旨の使用上の注意事項を農薬ラベルに追記した。

（3）都道府県に本調査結果を通知し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう農家等への指導を実施する。また、農薬の適正使用を推進するため、2019 年度も同様の調査を実施している。

（4）これまでの調査結果等に基づき、リスク管理に資する調査となるよう、調査の対象とする農作物や農薬について、適宜見直しを行う。

（別表1）使用状況調査の結果（平成30年度）

対象農産物	調査農家数	農薬の総使用回数	不適正使用のあった農家数	不適正使用の内容別の農家数			
				誤った作物に使用	誤った使用量又は希釈倍数で使用	誤った時期に使用	誤った回数で使用
米穀	60	323	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
大豆	30	208	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
日本なし	60	1,927	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
にんじん	60	461	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
こまつな	57	257	1 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
しゅんぎく	59	234	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブロッコリー	30	220	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
非結球レタス	30	182	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
にら	30	183	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ピーマン	60	883	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	476	4,878	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

3. 2020 年度農薬危害防止運動の実施（令和２年５月 15 日公表）

［農水 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200515_22.html］

農薬事故はなぜ起こる？？

✓農薬による事故被害を防ぐためには、どのような原因で、事故が起こるのかを知っておくことが重要です。

✓近年の事故の傾向としては、特に保管管理不良等による誤飲・誤食が多く見られています。

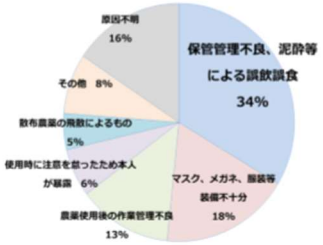

図. 原因別農薬の中毒事故の割合

✓農薬の誤飲・誤食の事故が30%以上も占めるんだね。「自分は大丈夫！」と思っていても、家族が誤って持ち出したりしないよう、保管管理の徹底には特に注意を払おう！

✓未然防止のためには、原因に応じた対策が重要だ！

■ お問合せ

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室　農薬指導班
電話: 03 (3502) 8111　(内線 4500)
FAX: 03 (3501) 3774　　(令和2年6月改訂)

農薬を知る。理解する。適正に使う。

～事故被害防止編～

未然に防ごう！！農薬による事故・被害

事故・被害を未然に防ぐための農薬使用時の注意点

周囲の方への配慮

✓農薬は適正に使用されない場合、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、特に住宅地周辺や公園などにおいては、住民やこどもへの健康被害が生じないよう、農薬をできるだけ使用しない植栽等の管理を心がけましょう。

✓また、農薬を散布せざるを得ない場合であっても、飛散防止対策に努める、事前に散布日時を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。

農薬ラベルの確認の徹底

✓使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。

✓「さやいんげん」と「いんげんまめ」のように、名前が似ていても、農薬の登録上では別作物扱いになるものもあります。適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう注意しましょう。

✓使用に関して不明な点がある場合は、病害虫防除所等の指導機関に相談しましょう。

大きさや形が異なると農薬の残留傾向も異なるよ。だから、似ている作物でも登録上は別作物扱いになる場合もあるんだ。

土壌くん蒸剤の安全使用

✓土壌くん蒸剤を使用する場合は、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行い、安全確保の徹底を図りましょう。

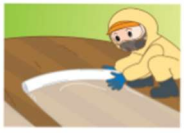

✓また、使用場所、周辺の状況に十分配慮しましょう。

容器の移し替えは厳禁

✓農薬による事故原因として最も多いのが、保管管理不良による、誤飲・誤食です。

✓余った農薬や希釈溶液をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器に移し替えていたことが誤飲・誤食の原因となった事例も報告されています。

✓農薬は計画的に購入・使用し、使い切るように努めましょう。不要になった農薬や空容器等は廃棄物処理業者に依頼をするなど、適切に処理しましょう。

コラム　～ハインリッヒの法則～

「ハインリッヒの法則」とは、"重大事故が１件発生する背景には29件の軽微な事故があり、その背景には300件の小さなヒヤリハットが存在する"といった労働災害上の経験則です。

農薬の使用においても、当該経験則に基づくと、事故や被害の背景には無数の小さなヒヤリハットが潜んでいるかもしれません。これらのヒヤリハットを少しでも減らしていけるよう、農薬による事故や被害の原因をしっかり理解し、継続的な適正使用に努めましょう。

農薬適正使用情報

✓農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページ上で公表しています。

✓農薬危害防止運動の実施要綱をはじめ、適正使用に関する通知文書など、より詳しい情報を入手することができます。

農薬の適正使用　検索

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬取締法が改正されました！

- 平成30年12月1日に農薬取締法が一部改正されました。今回の改正により、農薬の安全性に関する審査を充実するとともに、すべての農薬について今後定期的に最新の科学的知見に照らして再評価を行うこととしています。
- これらの措置によって、より安全な農薬の確保・供給を図ることとしていますが、農薬の安全性を確保するためには、生産現場において農薬の使用者が登録された農薬を適正に取扱うことが重要です。
- また、法律の条文にも「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが新たに規定されたところです。
- 農林水産省としても、農薬の安全使用等に関する情報発信に努めて参りますので、農薬の使用者の皆様におかれましては、農薬の安全性の確保を図るため、引き続き、正しい知識の習得に努めて頂きますようお願いします。

残留基準値超過の原因は？

✓農薬の残留基準値超過を防ぐためには、どのような原因で、超過が起こるのかを知っておくことが重要です。

✓近年の残留基準値超過の主な原因は、以下のとおりです。

- 使用する農薬に対する慣れから、ラベル（使用時期、希釈倍数等）を確認しなかった。
- 名前や形状が類似した農作物に適用があることから、使用したい作物にも適用があると思い込み、誤って使用した。
- 近隣のほ場で栽培されている作物に使用した農薬が飛散した
- 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入した

✓ラベルの確認不足や思い込みによって誤って使用した事例が多いんだね。「いつも使ってるから自分は大丈夫！」と思っていても、実は適用農作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数等を間違えて使っていることも。使い慣れた農薬でも使用前には、必ずラベルを確認しよう！

農薬適正使用情報

✓農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページ上で公表しています。

✓農薬危害防止運動の実施要綱をはじめ、適正使用に関する通知文書など、より詳しい情報を入手することができます。

農薬の適正使用　検索

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

■ お問合せ
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室　農薬指導班
電話: 03 (3502) 8111　(内線 4500)
FAX: 03 (3501) 3774
（令和2年5月）

農薬を知る。理解する。適正に使う。

～農薬ラベル確認編～

その使い方、合ってる？
農薬ラベルを確認！！

不適正な農薬使用を防ぐためのポイント

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。
その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。
農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し使用記録の記帳を行いましょう。
以下のポイントに十分注意して農薬を使用しましょう。

適用農作物を確認

✓農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。
使用したい農作物がラベルに記載されているか必ず確認しましょう。

使用量・希釈倍数を確認

✓ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を確認しましょう。

✓農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意しましょう。

使用時期を確認

✓農薬には「収穫○日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。

✓農作物を収穫する前に、農薬の使用記録簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているか確認しましょう。

使用回数を確認

✓農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。

✓購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

その他の確認事項

✓ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用しましょう。

農薬の名前が違っても、実は同じ有効成分が含まれていることがあるんだ。気づかないうちに使用回数を超えないように注意しよう！

飛散とは？？

✓ 飛散による被害を防ぐためには、
①まずは、飛散とは何か
②どのような要因で飛散が多くなるのか
③どのような問題が飛散により起きるのか
を知っておくことが重要です。

①飛散（ドリフト）：散布粒子が目標物以外に散逸する現象

②主な要因と飛散量

飛散量	多		少
● 風速	強		弱
● ノズルと作物との距離	遠		近
● 散布圧力	強		弱
● 粒子径	小		大
● 剤型	粉剤	液剤	粒剤

※飛散の程度は現場の状況に応じて様々です。

③飛散に伴う主な問題

- 近隣住民等に対する影響
- 周辺作物の薬害、残留基準値超過
- 環境への負荷
- 散布者自身への暴露

農薬適正使用情報

✓ 農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページ上で公表しています。

✓ 農薬危害防止運動の実施要綱をはじめ、適正使用に関する通知文書など、より詳しい情報を入手することができます。

農薬の適正使用　検索

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

■ お問合せ
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室　農薬指導班
電話: 03 (3502) 8111　(内線 4500)
FAX: 03 (3501) 3774

（令和2年5月）

農薬を知る。理解する。適正に使う。

～飛散防止編～

農薬は　周りに配慮し正しく使用！

飛散による被害を防ぐための農薬使用時の注意点

■ 農薬だけに頼らない病害虫防除の検討

✓ 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬だけに頼らない病害虫防除の方法を検討しましょう。

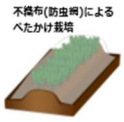

■ 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルを使用

✓ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、液体の農薬を散布する場合は、飛散低減ノズルの使用に努めましょう。

■ 周りに影響が少ない天候や時間帯を選択

✓ 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。

✓ ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意しましょう。

✓ 風向きやノズルの向きに注意し、適正な散布圧力・散布量で散布を行いましょう。

■ 十分な時間の余裕をもって幅広く周知

✓ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。

✓ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。

■ 防除機器・散布装置の機能や性能を正しく理解

✓ 無人航空機（ドローン等）を用いて農薬を散布する場合、操縦者は、あらかじめメーカーが作成した取扱説明書等により、機体・散布装置に関する機能や性能、散布方法について理解し、飛散を防止しましょう。

✓ 動力噴霧機、スピードスプレーヤー等を用いて農薬散布をする場合、使用者は、防除機器・散布装置に関する機能や性能について正しく理解し、飛散を防止しましょう。

農薬飛散防止情報

✓ 農林水産省では、農薬の飛散防止に関する情報についてホームページ上で公表しています。

✓ 農薬飛散対策技術マニュアルなど、より詳しい情報を入手できます。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html

総合的病害虫・雑草管理（IPM）

病害虫防除にあっては、散布するほ場の状況によって、農薬の飛散による影響を防止することが難しい場合があります。そのような場合には、以下の3点の取組からなる総合的病害虫・雑草管理（IPM）による農薬の散布だけに頼らない病害虫防除に努めましょう。

◆ 輪作、抵抗性品種の作付けや土着天敵の活用等により、病害虫・雑草の発生しにくいほ場の環境を整える。

◆ 病害虫発生予察情報の活用等による病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否と防除時期を適切に判断する。

◆ 防除が必要な場合には、病害虫・雑草の発生を経営的に問題とならないレベル以下に抑えるために、フェロモンを利用した防除、熱やネットを利用した防除など、多様な防除手段の中から適切な手段を選択し、病害虫・雑草の防除に努める。

農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を記録することも重要なんだ。農薬を適正に使用したことが証明できて、農作物や生産者の信頼が高まるよ。

4.農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正（令和２年５月 18 日）

［緑安協 HP：http://midori-kyokai.com/ugoki/pdf/rei2_695.pdf］

農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について（令和元年７月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線は変更部分）

改正後	改正前
別添　無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン 第１ 無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。 他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 25 条第１項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第５号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第 27 条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。 以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいっそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。 第２　空中散布の実施 １　空中散布の計画 （１）実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10ａ当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。 （以下略） （２）（略） ２　空中散布の実施に関する情報提供 （１）空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。 （２）～（３）（略） ３　実施時に留意する事項 （１）～（７）（略） （８）周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。 （９）～（12）（略） 第３　事故発生時の対応 １～６（略） ７　１（２）に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。	別添　無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン 第１ 無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。 他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 25 条第１項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第５号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に危被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第 27 条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。 以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいっそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。 第２　空中散布の実施 １　空中散布の計画 （１）実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農産物の生産ほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10ａ当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。 （以下略） （２）（略） ２　空中散布の実施に関する情報提供 （１）空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱等がある場合、実施主体は、当該施設の利用者、居住者、養蜂家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。 （２）～（３）（略） ３　実施時に留意する事項 （１）～（７）（略） （８）周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農産物が栽培されている場合、学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。 （９）～（12）（略） 第３　事故発生時の対応 １～６（略） ７　１（２）に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

5.平成 30 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について（令和 2 年 5 月 29 日公表）

［農水省 HP:https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200529.html］

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成26～30年度）　（別紙）

1．人への事故　（単位：件（人））

区分		26		27		28		29		30	
死亡	散布中	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	誤用	5	(5)	6	(6)	0	(0)	1	(1)	4	(4)
	小計	5	(5)	7	(7)	0	(0)	1	(1)	4	(4)
中毒	散布中	11	(22)	10	(33)	9	(13)	10	(22)	12	(23)
	誤用	13	(13)	12	(25)	10	(10)	10	(15)	9	(15)
	小計	24	(35)	22	(58)	19	(23)	20	(37)	21	(38)
計		29	(40)	28	(65)	19	(23)	21	(38)	25	(42)

（注）・集計した事故には、自他殺は含まない。
・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故（誤飲・誤食等）を指す。
・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。
・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

（原因別）　（単位：件（人））

区分	26		27		28		29		30	
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3	(3)	4	(4)	3	(3)	6	(6)	6	(7)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	2	(2)	2	(3)	2	(2)	1	(1)	1	(1)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
散布農薬の飛散によるもの	1	(1)	1	(7)	1	(1)	2	(8)	1	(1)
農薬使用後の作業管理不良	5	(16)	3	(20)	3	(7)	1	(7)	4	(14)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	14	(14)	11	(11)	7	(7)	6	(11)	3	(3)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	1	(5)
その他	1	(1)	1	(12)	1	(1)	2	(2)	2	(4)
原因不明	3	(3)	5	(5)	2	(2)	2	(2)	7	(7)
計	29	(40)	28	(65)	19	(23)	21	(38)	25	(42)

2．（1）農作物、家畜等の被害　（単位：件）

被害対象＼年度	26	27	28	29	30
農作物	11	9	4	3	7
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類	2	3	7	13	5
計	13	12	11	16	12

（2）蜜蜂の被害

被害対象＼年度	26	27	28	29	30
蜜蜂	-※1	-※1	30※2	33※3	21※3

※1 平成25年度から27年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施している。
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee_survey.html）
※2　平成28年7月7日から平成29年3月31日までの報告期間中に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。
※3　平成29年度、平成30年度に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

3．自動車、建築物等の被害　（単位：件）

被害対象＼年度	26	27	28	29	30
自動車	0	0	0	0	0
建築物	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0

6.平成 29,30 年度 食品中の残留農薬等検査結果

[厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12021.html]

表 1　総括表（検査数、検出数、基準値超過数等）（平成 29 年度）

全食品

年度	自治体数	検査数			検出数						基準値超過数[注]					
		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
29	124	1,273,378	1,820,355	3,093,733	3,323	0.26	7,161	0.39	10,484	0.34	34	0.003	140	0.008	174	0.006
28(参考)	110	1,213,404	1,803,789	3,017,193	3,396	0.28	7,023	0.39	10,419	0.35	43	0.004	171	0.009	214	0.007

農産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
29	520	453	562	1,074,970	796,861	1,871,831	3,155	0.29	6,011	0.75	9,166	0.49	19	0.002	76	0.010	95	0.005
28(参考)	562	460	624	1,016,352	799,220	1,815,572	3,120	0.31	5,723	0.72	8,843	0.49	14	0.001	95	0.012	109	0.006

畜水産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
29	293	162	360	171,855	86,081	257,936	127	0.07	72	0.08	199	0.08	14	0.008	11	0.013	25	0.010
28(参考)	320	174	391	176,057	95,964	272,021	180	0.10	97	0.10	277	0.10	28	0.016	9	0.009	37	0.014

加工食品

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
29	45	343	372	26,553	937,413	963,966	41	0.15	1,078	0.11	1,119	0.12	1	0.004	53	0.006	54	0.006
28(参考)	9	361	386	20,995	908,605	929,600	96	0.46	1,203	0.13	1,299	0.14	1	0.005	67	0.007	68	0.007

注）各年度時点の基準値について、自治体及び検疫所より基準値超過として報告された結果を集計した。

表1　総括表(検査数、検出数、基準値超過数等)（平成 30 年度）

全食品

年度	自治体数	検査数			検出数						基準値超過数[注]					
		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
30	130	1,330,328	1,792,177	3,122,505	3,377	0.25	7,267	0.41	10,644	0.34	47	0.004	166	0.009	213	0.007
29(参考)	124	1,273,378	1,820,355	3,093,733	3,323	0.26	7,161	0.39	10,484	0.34	34	0.003	140	0.008	174	0.006

農産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
30	518	461	539	1,129,102	802,592	1,931,694	3,177	0.28	5,651	0.70	8,828	0.46	24	0.002	113	0.014	137	0.007
29(参考)	520	453	562	1,074,970	796,861	1,871,831	3,155	0.29	6,011	0.75	9,166	0.49	19	0.002	76	0.010	95	0.005

畜水産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
30	306	160	373	176,919	81,744	258,663	154	0.09	69	0.08	223	0.09	23	0.013	5	0.006	28	0.011
29(参考)	293	162	360	171,855	86,081	257,936	127	0.07	72	0.08	199	0.08	14	0.008	11	0.013	25	0.010

加工食品

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数[注]					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
30	23	369	394	24,307	907,841	932,148	46	0.19	1,547	0.17	1,593	0.17	0	0.000	48	0.005	48	0.005
29(参考)	45	343	372	26,553	937,413	963,966	41	0.15	1,078	0.11	1,119	0.12	1	0.004	53	0.006	54	0.006

注）各年度時点の基準値について、自治体及び検疫所より基準値超過として報告された結果を集計した。

7. 中央環境審議会「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について(第二次答申)」及び意見募集の結果（令和２年６月 26 日公表）

［環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/108134.html］

報道発表資料

中央環境審議会「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和２年６月 15 日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会（第 38 回）において、「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）」が取りまとめられ、野生ハナバチ類に対する農薬のリスク評価について、本日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し、答申されましたのでお知らせします。

環境省では、本答申を踏まえ、野生ハナバチ類に係るリスク評価を行い、農薬登録基準を設定するため、所要の手続きを進めることとしています。

１．経　緯

平成 30 年６月 15 日に農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）が公布され、令和２年４月１日より、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。）に拡大されました。

改正法の施行に向け、平成 31 年２月７日に、中央環境審議会会長から環境大臣に対し、植物の授粉に重要な役割を果たす野生のハチ類のリスク評価の方法についても検討を進め、必要に応じ、評価対象動植物に加えること等を内容とする答申（第一次答申）がなされたことから、同審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、野生のハチ類の取扱いについて審議を進めてきました。

今般、この結果について、令和２年６月 15 日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において第二次答申としてとりまとめられ、本日付けで中央環境審議会会長から答申がなされました。

２．答申の主な内容

・野生ハナバチ類については、植物の授粉に重要な役割を果たす花粉媒介昆虫であることに加え、欧米等において、農薬による被害のおそれがある対象としてリスク評価、規制が行われていることや、我が国でも、農林水産省が、養蜂用ミツバチに対するリスク評価を導入していること等を勘案し、評価対象動植物に加えることが適当である。

・その一方で、改正法に係る参議院農林水産委員会の附帯決議において「リスク評価手法の早急な確立」と「農薬メーカーの負担への配慮」が指摘されていることについても充分に考慮する必要があることから、野生ハナバチ類のリスク評価については、試験方法が公的なテストガイドラインとして確立されており、なおかつ摂餌量等のデータが充実しているセイヨウミツバチを供試生物とした試験成績に基づいて行う。

３．意見募集（パブリックコメント）の実施結果

答申に先立って中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会がとりまとめた「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）が実施されており、その結果については、以下のとおりです。

（１）意見募集の概要

・意見募集の周知方法：関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

・意見募集期間：令和２年３月 19 日（木）から同年２年４月 17 日（金）

・意見提出方法：郵送、ファクシミリ又は電子メール

（２）提出意見数：６通、延べ 14 件

（３）提出された意見の概要及び意見に対する考え方：別添２のとおり

添付資料

・別添１：生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）［PDF 294 KB］
・別添２：生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）に対する意見募集の実施結果について［PDF 153 KB］

8. 令和２年度 病害虫発生予報第５号

「令和２年度 病害虫発生予報第５号（水稲特集）」の発表について

○向こう１か月の主要な病害虫の発生予察情報（発生予報）については次のとおりです。

・セジロウンカの発生が北陸、四国及び北九州の一部の地域で多くなると予想されています。
・斑点米カメムシ類の発生が南東北、南関東、甲信、北陸、東海、中国及び四国の一部の地域で多くなると予想されています。

このほか、いもち病や紋枯病等、地域によっては多くなると予想されている病害虫があるので注意してください。

発生予察情報について

国は都道府県の協力の下、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、気象、農作物の生育状況、有害動植物の発生調査結果等を分析し、有害動植物の発生動向及び防除対策に係る情報として、発生予察情報を提供しています。

本予報に掲載している情報の詳細は、都道府県病害虫防除所のホームページ等を参照してください。

発生予察について
参照URL:https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html
都道府県病害虫防除所
参照URL:https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujosho.html

気象

気象庁の向こう１か月の予報（7月9日付け）では、気温は北日本を除き平年より高く、降水量は沖縄・奄美を除き平年より多いと予想されています。

気象庁ホームページ
参照URL:http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/001_00.html　（外部リンク）

水稲

水稲で各地の平年値より発生が「多い」・「やや多い」と予想される病害虫及びその地域

作物名	病害虫名	病害虫名発生が「多い」と予想される地域	発生が「やや多い」と予想される地域
水稲	いもち病（葉いもち）	東海、四国	関東、北陸、近畿、九州
	紋枯病	北陸、四国	南東北、北関東、東海、中国、北九州
	ヒメトビウンカ（縞葉枯病）	中国	関東、四国
	コブノメイガ	中国、南九州	北陸
	セジロウンカ	北陸、四国、北九州	南関東、中国、南九州
	ツマグロヨコバイ	北陸、四国	

	トビイロウンカ	中国、九州	近畿
	斑点米カメムシ類	南東北、南関東、甲信、北陸、東海、中国、四国	北東北、近畿、北九州
	フタオビコヤガ		北東北、北陸

注）表中の地域については、必ずしもその全域で発生が見られるものではありません。

・いもち病（葉いもち）の発生が、東海及び四国の一部の地域で多くなると予想されており、三重県から注意報が発表されています。向こう１ヶ月予報では、降水量は沖縄・奄美を除き平年より多くなると予想されており、断続的な降雨がある場合には急激に発生するおそれがあります。水田の観察を行い、本病の発生状況に応じて適期に防除を実施してください。

なお、一部の薬剤に対して耐性菌が発生しているので、都道府県から発表される発生予察情報等を参考に薬剤を選定してください。

・紋枯病の発生が、北陸及び四国の一部の地域で多くなると予想されています。昨年、本病が多発した地域では本年も多発するおそれがあるため注意が必要です。本病は高温多湿条件で発生が助長され、病勢は少しずつ進展していきます。向こう１ヶ月予報では、気温は北日本を除き平年より高いと予想されていることから、今後の発生状況に注意し、適期に防除を実施してください。

・縞葉枯病は、ヒメトビウンカによって媒介されるウイルス病であり、経卵伝染により次世代もウイルス媒介が継続するため、当該虫を対象とした防除を実施することが重要です。当該虫は中国の一部の地域では、今後の発生が多くなると予想されています。

育苗箱施用剤を施用した苗を移植した水田において当該虫の防除を実施する場合は、薬剤抵抗性の発達を助長しないよう同一系統の薬剤の連続使用を避けてください。

・コブノメイガの発生が、中国及び南九州の一部の地域で多くなると予想されており、熊本県から注意報が発表されています。上位葉に被害が発生するので、水田の観察を行い、本害虫の本田での発生状況を把握するとともに、都道府県の発表する発生予察情報等を参考に若齢幼虫期をとらえた防除を実施してください。

・セジロウンカの発生が、北陸、四国及び北九州の一部の地域で多くなると予想されています。本虫は、梅雨時期に中国大陸から飛来し、水田で増殖して水稲を加害します。水田の見回りの際には株元を注意深く観察し、株元に褐色の点又はすじ状の傷（産卵痕）が目立ち、成虫または幼虫の発生が多く見られる場合は、都道府県の発表する発生予察情報等を参考に適期に防除を実施してください。

・ツマグロヨコバイの発生が、北陸及び四国の一部の地域で多くなると予想されています。本虫は、多発すると吸汁による生育不良を引き起こし、出穂期以降では茎葉や穂にすす病を引き起こします。また、本虫はイネ萎縮病などのウイルス病を媒介します。水田の観察を行い、本害虫の本田での発生状況を把握するとともに、都道府県の発表する発生予察情報等を参考に適期に防除を実施してください。

・トビイロウンカの発生が、中国及び九州の一部の地域で多くなると予想されており、岡山県、福岡県及び熊本県から注意報が発表されています。本虫は、梅雨時期に中国大陸から飛来し、夏以降に高温少雨傾向になると水田で急激に増殖し、一部に集中して稲を枯れさせ倒伏させる被害（坪枯れ）を引き起こします。また、近年では一部の薬剤に対し抵抗性を持つトビイロウンカの飛来が報告されています。

水田の見回りの際には株元を注意深く観察し、株元に成虫または幼虫を確認した場合には、都道府県の発表する発生予察情報等を参考に適期に防除を実施してください。

・斑点米カメムシ類の発生が、南東北、南関東、甲信、北陸、東海、中国及び四国の一部の地域で多くなると予想されており、病害虫予報第４号の発表以降、山形県、千葉県、長野県、富山県、石川県、愛知県、三重県、島根県及び高知県から注意報が発表されています。本虫は、水田周辺の雑草に生息し、出穂期になると水田に侵入し穂を加害します。近年は、移動性が高い飛翔性の

アカスジカスミカメとアカヒゲホソミドリカスミカメの発生が多くなっています。水田の観察を行い、都道府県の発表する発生予察情報等を参考に適期に防除を実施してください。
また、水田周辺雑草の除草は本虫の発生量の抑制に効果的ですが、出穂期直前の除草は、本虫の水田への侵入を助長し被害を増加させるおそれがあるため、出穂期の 10 日前までに完了してください。

・スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）による被害が、一部の地域で発生しております。暖冬の影響により本貝の越冬量が多く、平年を超える発生が確認されています。来年の発生を抑えるため、水辺の植物や用水路等のコンクリート壁面に産み付けられた卵塊を水中に落とす又は押しつぶすほか、水田や用水路内の本貝を殺貝するなどにより、発生密度の低減に努めてください。また、収穫後の防除として、都道府県が発表する発生予察情報等を参考に、耕うんや石灰窒素の散布等による殺貝を実施してください。
なお、耕うん機などの農機具に付着した泥とともに、スクミリンゴガイが他のほ場へ拡散する事例が報告されています。農機具の泥はよく落としてから移動させるよう、心がけてください。

都道府県が発表した警報、注意報、特殊報等

令和２年７月１日以降、都道府県が発表している警報、注意報及び特殊報は以下のとおりです。

警報

発表はありません。

注）重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表します。

注意報

発表月日	都道府県	対象作物	対象病害虫
7月 1 日	山形県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 1 日	山形県	果樹全般	果樹カメムシ類
7月 2 日	愛知県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 6 日	新潟県	果樹全般	果樹カメムシ類
7月 6 日	富山県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 8 日	三重県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 9 日	岩手県	りんご	果樹カメムシ類
7月 9 日	千葉県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 9 日	石川県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 9 日	岡山県	水稲	トビイロウンカ
7月 10 日	熊本県	水稲	トビイロウンカ
7月 10 日	熊本県	水稲	コブノメイガ
7月 13 日	岩手県	りんご	リンゴ褐斑病
7月 13 日	群馬県	果樹全般	果樹カメムシ類
7月 13 日	長野県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 13 日	高知県	水稲	斑点米カメムシ類
7月 14 日	島根県	果樹全般	果樹カメムシ類
7月 14 日	福岡県	水稲	トビイロウンカ

注）警報を発表するほどではありませんが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表します。

特殊報

発 表 月 日	都道府県	対象作物	対象病害虫
7月2日	富山県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
7月2日	愛知県	ローズマリー	Eupteryx decemnotata Rey (ヨコバイの一種)
7月3日	石川県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月3日	香川県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月8日	滋賀県	茶	ヒサカキワタフキコナジラミ
7月9日	福井県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月9日	奈良県	さつまいも	タテスジヒメジンガサハムシ
7月9日	大分県	しそ	モトジロアザミウマ
7月14日	兵庫県	ねぎ、たまねぎ、トルコギキョウ、テッポウユリ	アイリス黄斑ウイルス(IYSV)による病害

注)各都道府県において、新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合に発表します。
病害虫の生態等の生物学的情報や防除に関する情報の詳細については、各都道府県の病害虫防除所のホームページ等を参照してください。

ツマジロクサヨトウの発生状況について

本年は、7月14日現在、24県においてツマジロクサヨトウの発生が確認されております。

本虫の防除には、早期発見が重要であることから、都道府県が発表する発生情報等を参考にしながら、ほ場観察を行ってください。疑わしい虫を見つけた場合には、都道府県病害虫防除所又は最寄りの植物防疫所まで御連絡をお願いします。

農林水産省では、令和2年の本虫の発生状況や防除対策等について、ホームページに掲載しています。詳しくは以下のURLをご覧ください。

ツマジロクサヨトウに関する情報

参照URL:https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html

病害虫防除に関する留意事項

一般

・病害虫の防除を効果的に実施するためには、注意深くほ場観察を行うことにより、病害虫の発生状況を的確に把握することが必要となります。病害虫の発生は天候の影響を大きく受けるので、天気の推移に注意しつつ、各都道府県の防除指針に従い、適期に適切な防除を実施してください。
・薬剤防除を実施する場合は、農薬の使用基準を遵守して適切な薬剤を選択しつつ、病害虫が薬剤抵抗性を獲得しないように、同じ作用機作の薬剤の連続使用を避けてください。また、周辺の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じるとともに、蜜蜂への被害を防止するため、養蜂の関係者に農薬散布に関する情報の提供等に努めてください。

農薬による蜜蜂への影響について

参照URL:https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html

用語解説

(地域)

北海道:北海道

東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北東北：青森県、岩手県、秋田県
南東北：宮城県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北関東：茨城県、栃木県、群馬県
南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
甲信：山梨県、長野県
北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県
東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄：沖縄県

（発生量（程度））
多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅
やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅
やや少ない（やや低い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
少ない（低い）：やや少ないの外側 10%の度数の入る幅
（平年値は過去 10 年間の平均）

（参考）今後の発表予定日
第 6 号:8 月 5 日(水曜日)
第 7 号:9 月 9 日(水曜日)
第 8 号:10 月 7 日(水曜日)
第 9 号:11 月 11 日(水曜日)
第 10 号:令和 3 年 3 月 10 日(水曜日)

9. 被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底（令和２年７月 15 日公表）
［農水 HP：https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/200715.html］

クロルピクリンは被覆が必要です！

クロルピクリン剤は、土壌の病害虫防除に重要な農薬です。一方で、刺激性があり、使い方を間違えると農薬を使用する人や周辺住民の方々に被害を及ぼすことがあります。

被覆を完全に行い、自分や周りに迷惑がかからないよう十分注意して使うことが大事です。改めてきちんと使えているか確認しましょう。

チェックポイント

□　周辺住民の方々に影響がないよう使えていますか

周辺に住宅地等がある場合には、被害が生じないよう以下の取組を行いましょう。

□ 周辺住民に説明や事前の周知を行う

使用する目的や使用する日時を前もってお知らせしましょう。

□ 被覆をしっかり行う

これまできちんと被覆をしてきた場合にも、改めて基本の徹底を

□ 被害防止のために追加対策を行う

難透過性資材活用など、追加対策で更なるリスクの低減を可能に

□　被覆せず使う人はいませんか

クロルピクリンは被覆を前提とした農薬です。周辺住民の方々や自身のためにも、薬剤の効果を発揮するためにも、必ず正しく被覆しましょう。

10. 週刊新潮の掲載記事(ラウンドアップ/農薬)に関する正確な情報の発信

［農薬工業会 HP：https://www.jcpa.or.jp/news/20200402.html］

News Release

農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-3-6　宗和ビル
Tel:03-5649-7191 Fax:03-5649-7245
E-mail:jcpa@jcpa.or.jp　http://www.jcpa.or.jp

「週刊新潮の掲載記事に関する農薬工業会の見解」（番外編の追記）

偏った意見や誤解に基づいた農薬の安全性に関わる新聞報道等が散見されます。農薬工業会では、報道関係者から農業者や消費者の方々に科学的に根拠のある公正で正確な情報を発信していただくことが肝要であるとの考えから、これまでも、明らかな事実誤認に関しては、新聞社等に正確な情報を提供してまいりました。

この情報発信をさらに進めて、農業者や消費者の方々に直接届けることを意図して、週刊新潮の掲載記事に関する当会の考え方を整理し、既報の通り第１回～第８回見解、及びこれらの統合版をホームページに掲載しています。

このたび、6/18 号番外編（「農薬工業会」と「ラウンドアップ販売会社」の“抗議”に反論する）には、農薬の安全性評価に関して容認できない誤った記事が掲載されました。それに対する当会見解を追記しましたので、お知らせいたします。また、第１回～第８回、番外編をまとめた統合版（インデックス付）も追記掲載しましたので、ご参照下さい。

https://www.jcpa.or.jp/news/20200402.html

2020 年 7 月 6 日

問い合わせ先：
農薬工業会　安全広報部
03-5649-7191
jcpa@jcpa.or.jp

Ⅱ.緑の安全管理士

1. 緑の安全管理士会役員会の開催

緑の安全推進協会は、6 月 19 日(金)、管理士会役員会を開催し、2020 年度の管理士会体制並びに更新研修・支部大会および新型コロナウイルス対策などについて協議した。

⑴ 2020 年度管理士会の体制
⑵ 2019 年度活動報告及び収支決算
⑶ 2020 年度活動計画及び収支予算
⑷ 支部大会の運営について
⑸ その他

⑴2020 年度「緑の安全管理士会」の体制

新体制は次の通り、水流会長 (九州・沖縄地区支部長)および弓削支部長 (北海道地区)が退任し、新会長には紀平支部長(近畿地区)、副会長には真田支部長(関東・甲信越地区)が選出された。

会　長：紀平　茂男 、副会長：真田　正彦

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	佐々木　豊	森　信彦	石垣　利高
東北地区	正木　吉範	木根　雅道	
関東・甲信越	真田　正彦	渋谷　浩司	小川　浩司
東海・北陸	三嶋　公明	大石　浩	
近畿	紀平　茂男	萩原　啓稚	
中国・四国	吉岡　忠志	吉澤　昌之	西山　聡
九州・沖縄	竹井　嘉浩	原田　勝之	

⑵ 2019 年度活動報告及び収支決算

● 2019 年度活動

1) 第 41 回「緑の安全管理士」の資格認定研修会

2019 年度は、11/27～29、ｱｰﾊﾞﾝﾈｯﾄ神田ｶﾝﾌｧﾚﾝｽで、62 名(内、再受験者 1 名)参加で開催した。 合格者は、61 名であった。

2)「緑の安全管理士」認定審査会

認定審査会を 2 回(12/13、3/6)開催し、「農耕地分野」107 名、「緑地・ゴルフ場分野」61 名を「緑の安全管理士」に認定した。

※この結果、2019 年度末の「緑の安全管理士」数は、新規 168 名を含め、4/1 現在で計 2,939 名（前年：2,987 名）となった。

3) 支部大会（資格更新研修会）

2019 年度のテーマおよび参加者は次の通り。

なお、当年度は、更新要件を改定*した初年度で、一般参加者の参加率は、22%（前年度 30%）となった。

*更新年 5 年目の出席のみを必須条件（前 4 年間の出席 1 回を廃止）に改正(2019 年 7 月)

【2019 年度の研修テーマ】

⑴農薬行政の動向

－農薬取締法の一部改正を踏まえて最近の変更点など－(農水省)

(2)農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
　　－生活環境動植物に対する農薬の影響評価など－(環境省)
(3)農薬の登録状況を巡る話題
　　－除草剤の使用基準における留意点など－(FAMIC)
(4)外来雑草による被害と防除対策－ ((公財)日本植物調節剤研究協会)

【参加状況等】

2019年度 管理士会支部大会の概要(出席者数)

支部名	更新			一般			合計			アンケート	
	該当者	更新者	更新率	該当者	出席者	参加率	該当者	出席者	参加率	回答数	回答率
北海道	53	32	60.4%	225	30	13%	278	62	22.3%	50	81%
東北	58	41	70.7%	302	49	16%	360	90	25.0%	40	44%
関東①	105	66	62.9%	504	142	28%	609	208	34.2%	81	39%
関東②	107	92	86.0%	534	135	25%	641	227	35.4%	92	41%
東海・北陸	63	36	57.1%	309	59	19%	372	95	25.5%	58	61%
近畿	49	24	49.0%	226	49	22%	275	73	26.5%	47	64%
中国・四国	37	21	56.8%	183	36	20%	220	57	25.9%	44	77%
九州・沖縄	43	26	60.5%	190	43	23%	233	69	29.6%	45	65%
2019年度	515	338	65.6%	2,473	543	22%	2,988	881	29.5%	457	52%

4) 会報誌「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信
　最近の農薬を巡る動向などについて、「みどりのたより」を年３回発行（No.74、75、76）し、併せて、当会ホームページにPDF版を掲載している。
　「メールマガジン」は、メールアドレスを登録している管理士1,439名（前年度1331名）へ、農薬の登録情報・病害虫の発生予察などの農薬関連情報を計46回（前年度46回）提供した。

●2019年度収支決算（2020年度収支予算）

「緑の安全管理士会」支部大会収支決算・予算 （2019/2020年度）

		2019年度収支決算			2020年度収支予算	
		予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イーロ)
◆収入	(1)認定研修会収入	3,444,000	2,504,600	-939,400	3,352,000	-92,000
	(2)更新研修会収入	7,070,000	6,826,800	-243,200	8,301,800	1,231,800
	(3)認定証 交 付料	198,000	214,400	16,400	630,000	432,000
	(収入合計)	10,712,000	9,545,800	-1,166,200	12,283,800	1,571,800
◆支出	(1)組 織 強 化 費 (注)					
	(2)事 業 促 進 費	240,000	252,868	-12,868	240,000	0
	(3)管理士会会場費	760,000	767,878	-7,878	640,000	-120,000
	(4)管理士会 旅費	1,350,000	960,307	389,693	1,380,000	30,000
	(5)管理士会印刷費	980,000	911,818	68,182	980,000	0
	(6)管理士会通信費	600,000	863,516	-263,516	600,000	0
	(7)管理士会 謝金	660,000	674,349	-14,349	720,000	60,000
	(8)管理士会 諸費	300,000	355,546	-55,546	300,000	0
	(9)会 報 作 成 費	1,100,000	1,021,926	78,074	980,000	-120,000
	(10)会 報 発 送 費	900,000	971,542	-71,542	900,000	0
	(11)認定証作成発送	270,000	2,652	267,348	320,000	50,000
	(12)認定研修 会場費	520,000	544,539	-24,539	560,000	40,000
	(13)認定研修 ﾃｷｽﾄ	750,000	719,296	30,704	950,000	200,000
	(14)認定研修 謝金	400,000	369,846	30,154	380,000	-20,000
	(15)認定研修通信費	120,000	79,962	40,038	120,000	0
	(16)認定研修印刷費	450,000	490,490	-40,490	500,000	50,000
	(17)認定研修会諸費	400,000	311,403	88,597	480,000	80,000
	小計 ((1)～(17))	9,800,000	9,297,938	502,062	10,050,000	250,000
	【管理士会・負担分】 (1)ｼｽﾃﾑ業務委託費	1,064,180	1,064,180	0	1,285,180	221,000
	(2)事務所賃借料等	2,197,157	2,194,458	2,699	2,194,507	-2,650
	(支出合計)	13,061,337	12,556,576	504,761	13,529,687	468,350
◆差引		-2,349,337	-3,010,776	-661,439	-1,245,887	1,103,450
◆管理費等［緑安協負担］						
	職員給料手当	7,498,856	6,776,106	722,750	6,430,278	-1,068,578
	福利厚生費	1,034,548	950,635	83,913	1,169,212	134,664
	(人 件 費 等 計)	8,533,404	7,726,741	806,663	7,599,490	-933,914

⑶ 2020 年度活動計画及び収支予算

●2020 年度活動計画

1) 第 42 回「緑の安全管理士」資格認定研修会の開催

2020 年 12 月 7～9 日(月～水)ｱｰﾊﾞﾝﾈｯﾄ神田ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ(千代田区内神田)で開催する。募集定員は 80 名程度。

受講料(消費税対応) ： 41,000 円 → 41,900 円

2) 7 支部における支部大会(更新研修会)の開催

案内は、9 月末時点の管理士届出住所あてへ順次、郵便にて発送する。

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/20	関東①	12/1	東海・北陸	11/27	中国・四国	1/21
東　北	11/25	関東②	1/26	近　　畿	1/20	九州・沖縄	1/22

①会場変更等：北海道地区〈かでる2・7〉 ・・・ **会場変更**

東北地区〈仙台商工会議所会館〉 ・・・ **会場変更**

近畿地区〈CIVI 研修センター〉･･･ **会議室変更** 「新大阪駅 東口」から２分

②更 新 料： 消費税対応 20,200円 → 20,600円

3) 会報「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

発行は 年 3 回を予定する。

メールアドレス登録する管理士へ、農薬登録、病害虫の発生予察等の関連情報をメルマガとして提供する。メールアドレスの登録を推進する。

⑷ 支部大会の運営

支部大会の運営は、前年までの実施概要を踏襲するが、特に、新型コロナウイルスへの対策は必須の課題であることから、予約会場の利用ガイドライン、三密対策に基づき、開催の在り方について協議した。

【共有した開催の在り方】

今後の新型コロナウイルスの状況推移にもよるが、次の基本方針について了解した。

② 参集対象は、「更新者」に限定する。

②緑の安全推進協会は、協会ホームページの活用などにより、その他の管理士への情報提供について、具体的手法を検討する。

③会場に余裕がある場合については、柔軟な対応を検討する。

2. 事務局からの連絡とお願い

⑴ 更新研修会(兼支部大会)の開催

新型コロナウイルス対策に関する管理士会役員会での協議を踏まえ、本年度の更新研修会(兼支部大会)の参集範囲は、三密対策実施の観点より、更新研修者に限らせていただきます。

その他の一般管理士の皆様には、今後、緑の安全推進協会ホームページ内に開設を予定する「管理士対象の専用ページ」にて、研修会概要を映像発信できるようにいたします。

⑵ 「みどりのたより」の送付

管理士の会報誌「みどりのたより」は、現在、3 回/年の発行を行い、各管理士に送付しています。しかし、送付・利用については、電子化によることも必要との意見もあり、2017 年度支部大会において、同会報誌に関する認知・利用等についてアンケートを実施し、以下の回答を得ています。

地区	アンケート回収数	区分		所属										管理士数			たより		メルマガ		協会HP掲載		会報誌利用			会報誌保管			皆様に送付			電子F化		
		農耕地	緑地・ゴ	製造	卸・小売	防除	ゴルフ場	造園	官公庁	団体	農業	その他		複数	一人	個人	知ってる	知らない	知ってる	知らない	知ってる	知らない	参考	パラパラ	読まない	綴じる	内容に応じ	捨てる	会社数部	個人に送付	その他	冊子で	電子で可	どちらでも
北海道	91	70	11	31	52	1	2	2	0	0	0	0		84	6	1	88	3	47	38	33	58	13	66	12	20	41	30	67	19	4	9	51	30
東北	74	38	18	17	32	4	4	12	1	0	1	3		58	12	4	73	1	39	30	29	45	17	52	4	24	31	18	43	23	5	20	26	27
関東①	142	56	66	77	12	10	1	23	1	5	1	9		112	26	2	139	3	93	38	69	72	39	95	7	34	72	35	76	55	7	31	77	33
関東②	116	60	45	47	18	4	7	18	1	5	4	5		77	31	7	113	3	70	37	47	68	32	78	5	33	58	24	57	58	0	35	44	36
東海・北陸	72	27	30	11	26	6	4	11	2	3	0	5		56	14	1	67	4	45	19	27	42	15	48	8	16	34	19	41	25	3	13	32	25
近畿	84	41	32	37	15	7	4	6	2	2	0	7		57	19	5	82	0	56	20	40	42	22	55	5	31	39	12	34	43	2	14	43	24
中国・四国	64	33	23	11	28	8	3	2	1	1	3	5		42	16	6	64	0	39	14	35	28	17	45	2	17	34	13	36	20	6	18	23	22
九州・沖縄	65	32	19	25	19	3	1	2	2	8	1	3		51	11	3	62	1	35	23	26	39	14	44	5	21	30	12	32	27	5	19	29	15
計	**708**	**357**	**244**	**256**	**202**	**43**	**26**	**76**	**10**	**24**	**10**	**37**		**537**	**135**	**29**	**688**	**15**	**424**	**219**	**306**	**394**	**169**	**483**	**48**	**196**	**339**	**163**	**386**	**270**	**32**	**159**	**325**	**212**

本結果の概要は、次のようなものでした。

①「みどりのたより」の認知は、ほぼ全員が認知し、4 割程度は協会ホームページに掲載されていることも認知していました。

②「みどりのたより」の利用は、2 割強が「参考にしている」で、7 割が「パラパラと目を通す」でした。

③「みどりのたより」の各管理士への送付は、5 割の方は、「会社に数部でよい」との回答の一方、「個人に送ってもらいたい」4 割でした。

④最後の問い「送付に代わり、電子ファイルでの発信又は協会ホームページへの掲載」について意見を求めたところ、2 割の方は引続き「冊子でほしい」とするが、8 割の方は電子ファイルによる提供を可としました。

以上の結果を踏まえ、今後、協会は各管理士の意向を調査し、次のような送付等の対応について検討して参ります。

①「みどりのたより」の送付を引続き希望する管理士の皆様には、今後も送付いたします。

②「みどりのたより」の電子ファイルは、今後も引続き協会ホームページ(管理士専用ページ)に掲載し、送付を不要とする管理士の皆様に、閲覧できるよういたします。

(3)「緑の安全管理士」更新ルールの見直し

2019 年 7 月に、資格更新ルールが見直され、5 年目に当たる有効期限「年度」の支部大会(更新研修)に参加することで、更新されることになりました。

(4)資格「認定証(カード)」の回収

資格更新者への新規「認定証(カード)」の発行は、旧『認定証(カード)』の返納後としていましたが、2017(平成 29)年度から、会場では出席確認印を押印して返却しています。新規の「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各管理士で廃棄をお願いいたします。

(5)「緑の安全管理士」資格の復活

有効期間内(5年間)に、必要な更新手続きを行わなかったため資格が停止している元管理士は、概ね次の手順で資格の継続が認められます。

(イ) 資格停止後 5 年以内の場合

①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査で合格した場合は、直近の更新研修会を受講することで資格の継続が認められます (新規認定番号となります)。

②また、5年を超えるケースでも、特段の理由がある場合には、考慮できるとされています。

(ロ) 資格継続後の有効期間は5年間

①審査料は 10,000 円（ レポート提出時 ）。
②更新研修会の受講料は、 20,600 円（2020 年度 ）。
③5年を超える場合の審査料は 20,000 円、更新受講料は同上。

(6) 「緑の安全管理士」認定証書および認定証 紛失等再発行願い

「認定証(カード)」などの再発行を希望される方は、当会ＨＰ掲載の「紛失等再発行願い」に写真２枚を添えて事務局まで送付してください。

再発行料金(各 3,000 円)は、再発行送付の際に同封する「郵便払込票」でお振込下さい。不明な点は事務局までお尋ね下さい。

http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf

(7) 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 （巻末資料）

みどりのたより・研修会案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付していますが、宛て先不明で返送される件数が多々見られます。

宛先不明が連続(２回を目途)する場合は、発送は停止しています。勤務先や住所など届出事項の内容に変更があった場合は、ＦＡＸ・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい(発送を停止している場合は、再開します)。 ・・・提出は、ＦＡＸ、メールで結構です。

(8) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」 （巻末資料）

更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内しています(１年遅れ扱い)。

・・・提出は、ＦＡＸ、メールで結構です。

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人　緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会　事務局　御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日　２０　　年　　月　　日　**認定番号**（No.　　）

氏　　名（　　）

変更前の連絡先（　　）

※　下記の**変更事項**に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 （ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入）		2.経営母体名 （ゴルフ場の方のみ記入）
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 （郵便の送付先を記入）	〒（　　―　　）**必ずご記入ください。**	
	TEL　　―　　―	FAX　　―　　―
	E-mail	
5.自宅住所等	〒（　　―　　）**必ずご記入ください。**	
	TEL　　―　　―	FAX　　―　　―
	E-mail	

☆　ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆　勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください（特に退職の場合は、１.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、５の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報は、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

●「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください（FAX 可)。

●当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会　FAX：03－5209－2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会　事務局 あて　　　　　FAX：03-5209-2513

・・

「理　由　書」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

１．提出年月日

：２０　　年　　月　　日

２．認定番号

：ＮＯ.＿＿＿＿＿＿＿＿

３．氏　　名

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．所　　属

５．出席できなかった理由（具体的に記載して下さい）

６．資格継続の確認（チェックにて）

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

・・・[補足]・・

・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。

・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、
当協会長が認める場合は、**次年度の更新研修会をご案内します（１年遅れ扱い)。**

公益社団法人 緑の安全推進協会

FAX：03－5209－2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

2020年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会) ー(日 程)ー

支部名	開催日時	開催場所 ・ 住所	電話 ・ FAX
北 海 道	2020年11月20日【金】13:00～15:50 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	**かでる2･7 (7F 会議室 710)** **<会場変更>** 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 http://homepage.kaderu27.or.jp/guide/facility/index.html	TEL:011-204-5100 FAX:011-271-9827
東 北	11月25日【水】13:00～16:45 [会場準備:12:00～ 受付:12:00～]	**仙台商工会議所会館 (7F 大会議室)** **<会場変更>** 〒980-8411 仙台市青葉区本町 2-16-12 https://www.sendaicci.or.jp/hall/	TEL:022-265-8124 FAX:022-265-8130
関東･甲信越 ①	12月 1日【火】13:00～16:45 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東･甲信越 ②	2021年 1月26日【火】13:00～16:45 [会場準備等: 同 上]		
東 海･北 陸	11月27日【金】13:00～16:45 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	フジコミュニティセンター (4F 大会議室) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近 畿	2021年 1月20日【水】12:00～16:45 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	CIVI研修センター新大阪東 (6F E605) **<会議室変更>** 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 1-19-4 新大阪NLCビル http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
中 国･四 国	2021年 1月21日【木】13:00～16:45 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九 州･沖 縄	2021年 1月22日【金】13:00～16:45 [会場準備:11:00～ 受付:12:00～]	JR博多シティ会議室 (10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅) https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

2020年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 ー(日 程)ー

研修会名	開催日時	開催場所	電 話
第42回認定研修会	2020年12月7日(月)9:00 ～9日(水)16:50 [会場準備: 8:30～ 終了: 17:00]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 78 号

発行日　2020 年 7 月 27 日
発　行　緑の安全管理士会 事務局
〒101-0047
東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル５階）
公益社団法人 緑の安全推進協会 内
ＴＥＬ　：０３－５２０９－２５１１
ＦＡＸ　：０３－５２０９－２５１３
ｈｔｔｐ：//www.midori-kyokai.com
Ｅメール：midori@midori-kyokai.com

バックナンバー（ＰＤＦ版）
：http://midori-kyokai.com/kanrisi/